

本人通知制度への登録をお願いします

問 住民生活課住民係（3・4番窓口）

☎64-1102

令和3年8月、職務上請求書の不正使用により他人の戸籍謄本や住民票の写しを不正取得したとして戸籍法違反などの容疑で栃木県の行政書士が逮捕される事件が発生しました。

その事件をうけ、調査の結果、湯浅町へも当該行政書士からの請求があったことが判明しました。（ただし、不正取得かどうかは確定していません。）

不正取得の早期発見、事実関係の早期究明には、本人通知制度への事前登録が有効となります。

本人通知制度

とは…

戸籍謄本や住民票などを第三者に交付した場合に、事前登録した本人に対し、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、早期に不正請求が発覚する可能性が高くなります。万が一、不正請求の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。あわせて、不正請求への抑止の効果が見込まれます。

※第三者とは、本人からの委任状を持参した代理人、弁護士や行政書士などの職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。

本人通知制度の利用手続き

は、事前登録が必要です。

登録に必要なもの

- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

■受付窓口

役場1階住民生活課
住民係（3・4番窓口）



本人通知制度のイメージ

登録により戸籍謄本などが交付されなくなるものではありません。

